

(健Ⅱ124F)  
令和3年6月1日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」  
の一部改正について

今般、厚生労働省より、令和3年2月19日付（健Ⅱ505F）をもって貴会宛てにお送りした「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の改正について、厚生労働大臣より各都道府県知事を通じて各市区町村長に通知した旨、本会宛て周知協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法上における「コミナティ筋注」の対象者の年齢について、16歳以上から12歳以上とされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和3年5月31日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和3年6月1日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0531第4号  
令和3年5月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和3年6月1日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0531第3号  
令和3年5月31日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働大臣  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する16歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する12歳以上の者とするものとするについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年6月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）  
（令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p data-bbox="698 347 1084 414">厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p data-bbox="568 456 1084 523">一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p> <p data-bbox="568 564 1084 632"><u>一部改正 厚生労働省発健0531第3号</u> <u>令和3年5月31日</u></p> <p data-bbox="163 673 495 778">各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p data-bbox="752 820 1055 887">厚 生 労 働 大 臣 ( 公 印 省 略 )</p> <p data-bbox="203 928 999 960">新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p data-bbox="163 1040 1104 1145">予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p data-bbox="618 1187 656 1219">記</p> <p data-bbox="170 1260 994 1327">1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>12歳</u>以上の者</p> <p data-bbox="170 1369 792 1436">2 期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで</p>	<p data-bbox="1644 347 2029 414">厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p data-bbox="1514 456 2029 523">一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p> <p data-bbox="1120 673 1451 778">各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p data-bbox="1697 820 2000 887">厚 生 労 働 大 臣 ( 公 印 省 略 )</p> <p data-bbox="1155 928 1951 960">新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p data-bbox="1115 1040 2056 1145">予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p data-bbox="1565 1187 1603 1219">記</p> <p data-bbox="1120 1260 1944 1327">1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>16歳</u>以上の者</p> <p data-bbox="1120 1369 1742 1436">2 期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(2)については、上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(2)については、上記1のうち16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号  
令和3年2月16日  
一部改正 厚生労働省発健0521第2号  
令和3年5月21日  
一部改正 厚生労働省発健0531第3号  
令和3年5月31日

各 

市町村長
特別区長

 殿

厚生労働大臣  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する12歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(2)については、上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

以上